

標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第百十号

目次

- 第一章 総則(第一条 第一条)
- 第二章 運送業務等
- 第一節 運則(第三条 第五条)
- 第二節 運送の申込み及び引受け(第六条 第十七条)
- 第三節 積付け(第十九条)
- 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
- 第五節 指図(第二十七条 第二十八条)
- 第六節 事故(第二十九条 第三十条)
- 第七節 運賃、料金等(第三十一条 第三十八条)
- 第八節 責任(第三十九 第五十二条)
- 第九節 連絡運輸(第五十三条 第六十条)
- 第三章 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)

第一章 総則

第一節 運則

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利権運送を行います。

第二章 運送業務等

- 第一節 運則
- 第一条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 第二条 前項の受付時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲示し、又は貨物を運送する場合に他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- 第三条 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
- 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすき貨物を運送する場合に他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- 第五条 当店の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
- 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
- 二 日未満の回数 一日とし、これを合算する
- 三 集配期間 集貨及び配達の業務にあつては各一日
- 前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

- 第六条 運送の申込み及び引受け
- 第一条 当店は、前条第二項の運送申込み(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければならない。
- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその搬入の種別及び個数
- 三 集貨及び配達の必要とされる到達地及び到着の希望日時
- 四 集貨及び配達の必要とされる到達地及び到着地(同地、アパートその他他層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。)
- 五 運送の取扱
- 六 運賃、料金等(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する機械時間料、第四十一条に規定する積込料及び取卸料並びに第六十二条第一項に規定する附帯業務等)という。)
- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 八 高価品については、貨物の種類及び価額
- 九 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 十 第六十二条第一項に規定する積込業務を委託するときは、その旨
- 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨
- 十二 特約事項があるときは、その内容
- 十三 本約款の内容について承諾する旨
- 十四 その他その貨物の運送に關し必要な事項

- 第十七条 前項において、当店が定める方法(電子情報処理機構を使用する方法その他の情通通信の技術を利用する方法であつて、当店が定めるものをいう。以下同じ。)による運送の申込み方法を用いたときは、前項の運送申込書の提出に代つて、申込者は、当該運送申請書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、申込者は、当該運送申請書を提出したものとみなす。
- (運送の引受け)
- 第十八条 当店は、前条第二項の運送申込みがあつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを提出する。
- 一 集貨及び配達の必要とされる到達地及び到着の予定日時
- 二 運賃、料金等の額
- 三 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- 四 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第十九条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十一条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十二条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十三条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十四条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十五条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十六条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十七条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十八条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第二十九条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十一条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十二条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十三条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十四条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十五条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十六条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十七条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十八条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第三十九条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十一条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十二条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十三条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十四条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十五条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。

- 第四十六条 前項の運送の申込みが、前条第二項の運送申込みを要する事項を記載した運送引受書に記載すべき事項により提供することがあります。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。
- この場合において、当店は、当該運送引受書に記載した運送引受書を受取り、これを提出したものとみなす。